

# 職員の給与（期末手当・勤勉手当）に関する報告

平成 21 年 5 月

島 根 県 人 事 委 員 会



## 職員の給与（期末手当・勤勉手当）に関する報告

このたび、人事院は、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金が大幅に減少する傾向にあることから、夏季一時金の支給予定を緊急に把握するための特別調査を実施し、その結果に基づき、平成21年6月に支給される国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給月数のうち、一般職員について0.2月分を凍結して1.95月分とすること等を内容とする緊急の勧告を行った。

人事委員会は、地方公務員の労働基本権制約に対する代償措置としての機能を担っており、給与については、例年5月から実施する「職種別民間給与実態調査」により県内民間事業所の給与の精確な支給実績を調査し、通常はその結果をもとに勧告を行っている。

同時に、地方公務員の給与については、社会一般の情勢に適応するよう随時適当な措置を講ずることとともに、近年特に、地域民間給与との均衡を重視することが求められており、本県においても平成19年の勧告で、期末手当・勤勉手当について、国が年間の支給月数を0.05月分引き上げて年間4.50月分とする中で、本県職員については県内民間事業所の支給実態をより反映し、年間の支給月数を0.2月分引き上げて年間4.25月分としたところである。

ところで、最近の民間研究機関の公表資料や報道等においては、昨今の厳しい経済情勢により、民間企業における本年の夏季一時金の水準が、急速かつ大幅な減少傾向にあることをうかがわせるものが多く見られ、本委員会では、情勢への適応、地域民間給与との均衡という観点から、緊急に県内民間事業所の夏季一時金の支給予定を把握する必要があると考え、例年の「職種別民間給与実態調査」とは別に、県内民間事業所を対象として夏季一時金に関する特別調査を臨時に実施した。

今回の調査については、県内民間事業所の協力により完了率は約89%（調査対象事業所99、集計事業所88）であったが、夏季一時金の支給額を決定したと回答した事業所（以下「決定済事業所」と言う。）は13事業所にとどまり、決定していないと回答した事業所が72事業所という結果となっている。また、この72事業所の夏季一時金の支給額の増減見込みについては、減額の見込みという回答が約38%となっているが、同時に全くの未定としている回答が約51%となっている。

なお、決定済事業所の対前年比支給額の増減内訳は、増額が5事業所、減額が6事業所、変化なしが2事業所という結果であり、対前年の減少

率は4.4%となっている。

このように本年の県内民間事業所の夏季一時金の支給については、減少の傾向はうかがえるが、未定としている事業所が多くを占め、決定済みと回答した事業所数も少なかったことから、現段階では夏季一時金について一定の減少幅を把握することは困難であると言わざるを得ない。

また、前述したように本県職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が国家公務員より少ないこと等もあり、これらを総合的に勘案すれば、現時点で平成21年6月に支給する期末手当・勤勉手当について緊急に臨時勧告すべき状況にあるとは言い難く、本委員会として臨時勧告は行わないこととした。

なお、本県においては平成23年度までの期間で給与の減額措置が行われており、実質的な期末手当・勤勉手当の支給月数は年間4.00月分（6月分については1.905月分）となっている。

今回、このような理由で臨時勧告を行わないこととしたが、本委員会としては今月初旬から例年通り実施している「職種別民間給与実態調査」によって、県内民間事業所における本年夏の一時金の支給実績を精確に把握し、この結果をもとに本年秋に行う「職員の給与に関する報告及び勧告」において、国や他の都道府県の状況も考慮した上で、本県職員の期末手当・勤勉手当について所要の勧告を行うこととしている。

## 平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

島根県内民間事業所における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため実施した。

#### (2) 調査期間

平成21年4月17日（金）～4月24日（金）

#### (3) 調査対象事業所

職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上）から層化無作為抽出法により抽出した99事業所

注）層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ（層）を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

#### (4) 調査の方法

郵送調査（電話による依頼を併せて実施）

#### (5) 調査の内容

- ① 本年夏季一時金の支給の決定状況
- ② 本年夏季一時金の支給額、支給月数、従業員平均賃金
- ③ 前年夏季一時金の支給額、支給月数、従業員平均賃金
- ④ 本年夏季一時金の支給見込み（夏季一時金が未決定（未妥結）、未回答、未定の事業所に対して調査）

#### (6) 集計事業所数

88事業所（調査完了率88.9%）

### 2. 集計結果

第1表 調査対象事業所数、集計事業所数及び調査完了率

母集団事業所数	調査対象事業所数	集計事業所数	調査完了率
229	99	88	88.9%

第2表 夏季又は年間一時金の決定（妥結）、回答状況等

集計事業所数	決定（妥結）済		回答済		未定	支給慣行なし
	夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金		
88	13	0	1	2	69	3

第3表 夏季一時金決定（妥結）済事業所の対前年増減率等

【参考：人事院調査結果】

決定（妥結）済 事業所数	増減区分（前年比）			対前年増減率 （支給額ベース） ※注1	対前年増減率 ※注2
	増額	減額	変化なし		
13	5	6	2	△4.4%	△14.9%
	38.5%	46.2%	15.4%		
事業所従業員数					
3,207人	1,680人	1,356人	171人		

注1) 「対前年増減率」は、夏季一時金決定（妥結）済13事業所の一時金支給額について、従業員数を加味した加重平均により算出したものである。

注2) 人事院調査結果の「対前年増減率」は、夏季一時金決定（妥結）済企業340社における一時金支給総額に抽出率の逆数を乗じた上で算出したものである。

第4表 夏季一時金未決定（未妥結）事業所の支給見込み

未決定（未妥結） 事業所数	増減区分（前年比）			
	増額の 見込み	減額の 見込み	変化なし の見込み	未定
72	1	27	7	37
	1.4%	37.5%	9.7%	51.4%

注) 本年夏季一時金の決定状況について、回答済（組合等とは未妥結）又は年間一時金の支給月数のみ決定（回答）済若しくは未定と回答した72事業所について集計したものである。

【参 考】 職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）支給月数

<県職員（一般職員）の支給月数>

	6月期	12月期	年間計
期末手当	1.3月	1.5月	2.8月
勤勉手当	0.725月	0.725月	1.45月
計	2.025月 (1.905月)	2.225月 (2.095月)	4.25月 (4.00月)

注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.25月)から、特例条例の減額率(3%~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

<国家公務員（一般職員）の支給月数>

	6月期	12月期	年間計
期末手当	1.4月	1.6月	3.0月
勤勉手当	0.75月	0.75月	1.5月
計	2.15月 (1.95月)	2.35月	4.50月

※国においては、本年6月期の期末・勤勉手当をそれぞれ1.25月(△0.15月)及び0.7月(△0.05月)とする旨の勧告が行われた。( )内は勧告後の支給月数である。